

て、陸奥國府は、北進せざばあるべからず、此時、武隈に移りて、信夫なるは、石背の國府とはなりけむ。

○丹取郡(名取郡)

和銅六年十二月、新建陸奥國丹取郡あるは、後の名取郡なり、此郡名は、蝦夷語などにて、内地人には「にとり」とも「なとり」とも聞えて、後に名取と改められしにやあらむ、「うきた」浮田の「うきたみ」（「かきたみ」）（優略置賜）となりしも、同例ならむ、扱、名取は、置郡の前より、軍團を置かれたりと覺し、そは、神龜五年四月、改丹取軍團爲玉作軍團、どあるにて、夙くより置かれたるを知る父、此文に據て、丹取郡は、即ち、玉造郡ならむと云ふは、あらず、和銅の當時、多賀城すら未だ築かれず、遠き玉造に、置郡あるべき理なし、五十四郡考補遺に、類聚國史、錄此軍團事丹取作名取爲是、所謂改者、言改徙所置軍團處非改更郡名之謂也、と云ひ、亨祿本、三代格の弘仁六年八月の官符に、新に名取團に、兵士一千人を加へられしと見ゆれば、愈證すべし、名取には、後までも軍團ありしなり、此郡は、海道山道の相會する要衝にて、軍團を置かれずはあらず、養老六年八月に、陸奥鎮所、神龜元年二月に、鎮守軍卒なぞ見ゆる、皆此の軍團なり、此年、多賀城を築きて、鎮所、北進せしならむ、斯くて、天平神護二年十二月に、陸奥國人、名取公龍麻呂、神

護景雲三年三月に、陸奥國、名取郡人、吉彌候部老人など見えて、是より先に、丹取を名取に改められしを知る、然して、後の宮城郡の地は、初め、名取郡内にて、後に割きて、多賀城にて管知せしは、天平勝寶四年二月に、陸奥國調庸者、多賀以北、令輸貢金（ありて、多賀を云ひて、宮城郡を云はざるにて知らる、之を、延暦四年に見ゆる權置の多賀郡と見る說もあれど、三十四年間、權置の郡と云ふとあるべしや、（多賀郡は、寶龜十一年の蝦夷伊治公皆麻呂の亂後に、權置せられしものと思はる）斯くて、寶龜元年に、黒川郡を建てられて後、多賀城管下の地を、宮城郡に建てられ、天平神護二年十一月に至て、以陸奥國磐城宮城二郡給役賑給貧民（どおりて、宮城の郡名、始めて見えたり、人未だ善くも考へ得ず

按するに、古ヘ、蝦夷に爵を賜ひて、第幾等の稱あり、又、是より先き、和銅三年四月に蝦續紀、靈龜元年十月丁丑、陸奥蝦夷、第三等邑良志（ヨシシタツ）君、字蘇彌奈等言、親族死亡、子孫數人、常恐被狄徒抄略、平請於香阿村、建造郡家、爲編戶民、永保安堵、又、蝦夷、須賀君、古麻比留等言、先祖以來貢獻昆布、常採此地、年時不闕、今、國府郭下、相去道遠、往還累旬甚多辛苦、請於閭村、便建郡家、同於百姓、共率親族、永不闕貢、並許之、とある香阿村、閭村の地、前人未だ善くも考へ得ず

夷等、請賜君姓同編戶とあり、右の文の蝦夷等爲編戶民、又同於百姓とあれど、既に第三等の爵あり、又君姓をも稱し、又狄徒の抄略を恐ると云ひ、先祖以來、昆布を貢して、年時闊けずと云へば、夷なれども、久しく皇化に歸して、殆ど王民に同じきものなり、されば、香阿村、閑村の地は、當時の夷地の極南界に求めずはあるべからず、村尾氏の續紀の校本を見るに、香阿を香河に作れるもの、異本數種にあり、因て考ふるに、香河の香の字、恐らくは久呂の二字を一字に誤れるならむ、その久呂河村を、黒川郡に建てられしものと見ば、穩當なるにあらずや、和名抄の黒川郡にも、久呂加波と訓じたり、或は、昏河、若しくは暮河の草體よりの、誤寫とも見むか、又、閑村の地は、昆布を探るクとあれば、海邊なりしなり、奥州の海にて、昆布あるは、金華山以北なりとす、牡鹿郡中なるべし、當時は、桃生郡、本吉郡、共に牡鹿郡内なり、奥州方言に、洲沙の地を「すか」といふ、蝦夷の名の須賀君も、海邊に因みあるか、文中の國府は、前にも云へる如く、信夫郡なりしなるべければ、相去道遠、往還累旬とあるも、牡鹿を見て、大差なからむ、然れども、閑村の地、遂に適知すべからず。

後の閑伊郡の地ならむとの説は、當らず、閑伊郡は、後の延暦の頃まで頑獥なりし、膽澤の夷地の更に北にあり、地理の懸絶、思はずはわるべからず、閑とは、蝦夷語に

て、水の事なれば、隨地に同名あるべし、

○ 奥郡 奥邑 奥縣

古ヘ、陸奥國黒川郡以北を、奥郡と稱しき、寶龜七年十二月、蒙陸奥國諸郡百姓成奥郡者、給復三年、延暦元年五月、陸奥國、頭年兵亂、奥郡百姓並未來集、給復三年、大同三年十二月、陸奥國、云々、降者之徒、叛端既見、茲奥郡庶民出走、數度承和四年四月、百姓妖言騷動不止、奥邑之民、去居逃出、同六年四月、天文星屢見、地震是頻、奥縣百姓多以畏逃、同七年三月、奥邑之民、共稱庚申、潰出之徒、不能抑制、寶龜十一年庚申、伊治公皆麻呂の亂あり、今年も庚申なれば云々なぞある奥郡、奥邑、奥縣は、類聚三代格、大同五年二月の官符に、陸奥國浮浪人、準士人輸狹布、云々、但、黒川以北奥郡浮浪人、元來不在差科之限、どあるにて、黒川以北諸郡の稱なること明らかなり、宮城黒川の郡界に、山脈あり、西、船形山、泉が岳より、東、松島の富山に至り、藏然として、南北を區割し、外洋中、暖流の作用なぞよりして、氣候の差あるは、言ふまでもなく、產物、風俗、南北、自ら異なる所あり、今も、山脈以南の者、以北へ行くを、奥へ行くといひ、今も、古への六町一里を、小道と稱して用ゐるを、山脈以北の俗とす、上古、黒川以北の、殊に奥地にして、人夷に文野の區別ありしを察すべし、宮城郡の多賀城に、久しく、鎮守府、國府を置かれしも、思ひ半に過

ぎむ、奥州の舊史を考へ、置郡の次第などを考證するもの、此地文の區劃に心付くときは、成務の朝に、志太郡に國造あり、大化建國の初より、賀美郡、志太郡あり、なぞいふ説は、妄想なるを覺るなるべし。

### ○玉造塞

此舊址、先輩未だ考へず、余に一臆說あり、續後紀、承和四年四月戊申の條に「陸奥國言、玉造塞溫泉石神、雷震振、晝夜不止」とあり、此文の玉造塞の字は、玉造塞管下の地の意にはあらず、是より先き、神護景雲三年三月に、玉造郡の字見えて、置郡の後なればなり、然して、此溫泉石神は、神名帳にも見えて、郡中、川度溫泉の地(今、溫泉村)にあり、されば、玉造塞溫泉石神の文は、玉造塞所在地溫泉石神の義ならむさらば、塞址は、即ち、川度溫泉の地ならむか、此地より、北に向ひ、鬼首村<sup>カニカマ</sup>を過ぎ、奥羽山脈を越えて、雄勝城(雄勝郡湯澤町)に到るべき道あり、又、西すれば、中山越して、出羽に出づ、近時の實測に據れば、奥羽山脈中、中山越、海拔最低しと云ふ、されば、出羽との連絡を保たむが爲に、此地に塞を設けられしものともすべきか、尙後人の考へを待つ。

伊治城址は、栗原郡城生野<sup>シヤウノ</sup>の地(今、富野村の内)ならむとの考へは、史學雜誌に、伊治城址考とて、出し置きたり、拔後紀、延暦十五年十一月の條に、「伊治城、玉造塞、相去卅

五里、中間置一驛」とあり、こは三十里一驛の制なるに、五里延びたれば、一驛を置かれしなるべければ、此の數字に誤あらむとも見難し、さらば、城生野、川度、相距ること、今道七八里もあれば、餘りに西に偏せり、定説ともしがたきか。

### ○遠山村

續紀、寶龜五年十月庚午、陸奥國遠山村者、地之險阻、夷俘所憑、歷代諸將、未嘗進討、而、按察使大伴駿河麻呂等直進擊之、覆其巢穴、云々、此遠山村、未だ考證せし人なし、按するに、此進擊は蝦夷が桃生柵に寇せし後にあれば、遠山村は、蓋し、後の登米郡登米町の地ならむ、遠山、登米、聲相似たり、和名抄に、登米を止與米と訓じたる、米は末の誤か、されど、米の字に「まい」の音もあり、且、明治以前までは、此地名を「とよま」とのみ云ひき、安井息軒が讀書餘滴の奥州紀行の中に、此の登米町を耳聞して、外山と誤記せしも以て證すべし(今、止めなぞ云ふは、維新後に、他國より來りし縣吏などの百姓讀せしに起れり、往時は、さる稱呼せし者、一人もなかりき)

### ○賊帥阿豆<sup>アヂ</sup>流<sup>ル</sup>爲の居 巢伏村

續紀、延暦八年六月の北上河東の激戦に、官軍、比至賊帥夷阿豆流爲之居、有賊徒二百許人、迎送相戰、官軍且戰且燒、至巢伏村、云々(村尾氏の校本に據る)とあり、按するに、今、

膽澤郡水澤町の東に接して、安土呂井村あり、是れ阿豆流爲の居なりしなるべし。西岸にわれど、比至アキシとあれば妨げあらじ、但し、村尾氏の校本に、阿豆流爲の「爲字疑衍」としたるは、何の意なりしにか、日本紀畧、延暦二十一年四月の條に、夷、大墓君、阿豆利爲、出降アキシあるは、同人なるにあらずや、巢伏村、未だ考へず。

### ○鳥海柵

先輩、此柵を、東磐井郡の鳥海村とせしは、臆測なり、此柵址は、胆澤郡八幡村(國道鎮守府址)の西北十四五町、西根村の字、鳥海の地と定むべきなり(初め、府址より西五里、永澤村の字、鳥海と考へしかば、友人野田氏に告げられて、改めたり)、陸奥話記に、貢任逃入、六川關、云々、遂不拒關、保鳥海柵、云々、將軍破關到胆澤郡白鳥村、攻大麻生野及瀬原二柵、拔之、云々、襲鳥海柵、行程十餘里也、官軍未到之前、宗任等棄城、走保厨川柵、將軍入鳥海柵、云々、襲黒澤尻柵、拔之、云々、向厨川柵、云々、とあり、瀬原は、下衣川村の内にあり、白鳥村は其北にあり、大麻生野は、前澤驛の東北なる上麻生村なるべく、黒澤尻は、和賀郡にあり、厨川は、岩手郡にあり、皆畠、今之國道に當れば、賊は、すべて、北上川の西岸に沿ひて、北退せしなり、鳥海柵、此順路中ならずはあるべからず、今之上麻生村邊より、西根村の鳥海までは、今道、四里弱なれば、話記の行程十餘里也は、廿餘里の誤脱なり。

### ○志波城 德丹城

るべし、西根村(今、金ヶ崎村)の鳥海は、國道鐵道より西にて、平陵上に壘址ありと云、按するに、本朝續文粹、六源賴義の奏狀に、安倍氏が強梁を記して、數十年之間、六箇郡之内、不從國務、如忘皇威、とあり、陸奥話記に、「六箇郡之司、安倍賴良(後、賴時)とあり、又、横行六郡、漸出衣川外、以一丸泥封衣川關、誰敢有破者、遂閉道不通、出衣川關、放使諸郡、徵納官物、などありて、安倍氏の居の、衣川柵なりしことも、吾妻鏡に見えて、すべて、衣川を界として、以北に、盡據したりしこと分明にて、六郡は、胆澤、江刺、和賀、稗貫、斯波、岩手なる事も人の知る所なり、又、貞任は、厨川次郎を稱し、宗任は、鳥海三郎を稱し、正任は、黒澤尻五郎を稱し、行任は、白鳥八郎を稱したる、吾妻鏡是等の地名、皆、六郡内にあるに徵するに、宗任、獨り、六郡外なる東磐井郡の鳥海を稱すべき理なし、殊に、陸奥話記に、「賴時、爲流矢所中、還鳥海柵而死」である還の字に就きても、鳥海は、六郡内なるべきこと著し、東磐井の鳥海は、衣川柵より、北上川を東へ渡りて、更に東北古への四五十里もある深山中にあり、斯る異方面なる山中に入て、又、厨川に走ると云ふことあるべしや、(東磐井の鳥海の人、明治三十三年に、依田百川氏に撰文を託して、宗任が鳥海柵址の碑と云ふを、村内に建てたり)

延暦二十二年二月、志波城を造られしこと、日本紀畧に見え、後紀弘仁五年十月の條に、膽澤、徳丹二城、遠去國府、孤居塞表、と有り、亨祿本三代格、弘仁六年八月廿三日の官符に、停止鎮兵事、合壹任人、膽澤城五百人、徳丹城五百人、なきあり、志波城は、今之紫波郡の郡山なる古城なりと云ふ、徳丹城は其北六十町許なる徳田村なるべし(共に、國道に當る)上代の築城之を極とす。

○閉伊村 爾薩體村 都母村

續紀、弘仁二年三月中寅の條に、按察使文室朝臣綿麻呂、兵を發して、爾薩體、幣伊二村を征せしこと、出羽守大伴宿禰今人勇敢を率ゐて、爾薩體村を襲撃せしこと、七月辛酉の條に、武薩體の夷の都母村に居て、幣伊村の夷を誘ふと云ふこと、十二月甲戌の條に、田村麻呂が嘗て閉伊村の賊を掃蕩せしこと等を載せたり、

閉伊村は、後の閉伊郡なること、論なけれど、當時の夷族の部落は、郡中の何地なりしかと云ふに、今の東閉伊郡、宮古灣頭の地、是れなり、鎌倉の世に源爲賴(後賴基)といふ者、閉伊郡の北部を與へられ、閉伊武者所を稱し、世々、宮古灣頭なる、宮古川の北岸の根市城に居て、後には、閉伊氏を稱せり、盛岡藩坂牛氏の舊蹟遺聞に、南朝の時の閉伊氏の文書を擧げたり、左の如し(年號なし)

任宣旨狀早可令領掌之狀如件

正月廿一日

閉伊十郎左衛門尉光賴法師法名延實代子息親光謹言上、欲早下賜安堵國宣(宣の誤)備

龜鑑陸奥國閉伊郡内、呂木、閉河カタマツ、多久佐利、小山田、閉崎、赤前以下地頭職問事、

副進

一通 謙狀

一通 御下知

右於彼所者爲代々相傳地、兎實任讓狀御下知旨、尙知行之上、口下賜安堵國宣、爲備

永代龜鑑、恐々言上如件

書中の地名皆宮古灣頭に現存す宮古川の南岸に、老木村、田鎖村、小山田村あり、灣の南頭に、赤前村あり、其東北灣邊に、戸之崎カミノサカの地ありて、宮古川の舊名を閉伊川と云へり、閉は、蝦夷語のP、(水)なるべく、其閉河、閉崎カミノサカの地名の現存するより見れば、上代の閉伊村の夷族の部落は、此地なりしこと、論なからむ、宮古より盛岡に通ずる路に、閉伊街道の名を專にするも、愈證すべし、

續紀、靈龜元年十月の閉村は、此地にはあらじと云ふこと、前に云へり、

爾薩體村の舊地に就ては、二十餘年前、盛岡藩の那珂通高氏に、二戸郡の仁佐平村なりと聞きしことあり、即ち郡中なる福岡町の東北に隣せり、福岡なる小學校に書通して、村名を問ひしに、仁佐平は「にさつたひ」と訓す、此邊の地名の下に平の字あるもの、皆たひとのみ読みて「ら」を云はず、町村制に因て、今は爾薩體村の字、仁佐平となれり、村内に、小山と稱する小丘あり、夷酋の居なりし山を傳ふと答へられたり、此村の東に折爪岳あり、其麓に、夷森と云ふあり、蝦夷の居ならんと、盛岡藩の邦内郷村志に見ゆ、同書に、又仁佐平の西なる堀野の武内明神の天正十九年の縁起を載せて、武内臣が下向して、蝦夷を征せしを祀れる山を云へり、弘仁二年に、此地を征せし大伴宿禰今人の宿禰を誤傳せしなるべし。

都母村は、今の上北郡の七戸の北に、坪村、坪川とてある、是れにて例の名高き坪の石文ありし由傳ふる地なり、袖中抄にも、「みちのねくにつものいしふみあり、云々、そのところをばつばといふ、云々、それをつもとはいふなり」とあり、「ばは、文彦云、蝦夷語、chipo なり」、船に乗る義、今之倉内川(坪川か)の渡津に家居せし故の名なりと、松浦武四郎氏が壇碑考に云へり、

月

月中有影婆娑者乃是山河與海洋今日談天皆實據堪酬千古淮南王。

酒問職示某氏

求悅庸流枉苦辛不如率性任天真規々局々畏清議未必其心君子人。

題空念上人髮繡曼陀羅

我聞佛髮成字形德宇安字呈天模空念上人大功力欲濟末世凡夫愚綏來四萬八千煩惱髮現出莊嚴淨土實相圖。

澤西莊雜詠

月罩煙波夜色收晚潮方漲沒前洲酒家燈影隔江閃時送歌聲到我樓。

松島歸舟逢雨

海雨吹來送去舟春潮十里綠於油宛然一幅西湖畫淡抹遠洲濃近洲

送佐和東野之歐洲

長風送艦入雲間萬里鵬程向歐山藩祖遠聞今耐想去探當日與南鐘。

始めて洋人につきて洋學する時よめる

蟹もしをまねふ身にしも葦原のみちのひとすちふまむとぞれもふ

おやかほちか笑謔のわさからくもつきくて學位さへ受けしかは

つかのきのいやつきくに生ひきにし櫻のはつえのかれすもあるかな  
家の風月の桂はをらすとも吹きたにおくれ三世の書の香

## 伽羅先代戒の話

明治三十五年六月廿八日

拙者の演題は「伽羅先代戒」をかしな題。是は史學會の幹事が御出になつての御注文に、何か柔らかいものを話して呉れとの事。柔らかいと云ふのには餘程味ひもあらうが、これらが拙者の方ではまづ柔らかいものと思ふ。但し此お話は勢ひチヨツと穢褻らしいことにも這入るから、若い方などにはいかゞであるが、是もマア歴史の上の一つの研究である。拙此の話は、此淨瑠璃の作の趣向が旨いとかまづいとか、さやうなことを論するのではない、やはり自分的好む所の歴史の上の考證である、面白からうと思ふと、少し當てが違ふか知らぬから、御断りをしてねく。

此『伽羅先代戒』と云ふ芝居は、満天下知らぬ人はあるまい。今から二百三四十年前、萬治寛文の頃に、仙臺の伊達家に起つた事件、即ち世の中で伊達騒動、又は仙臺騒動と言ふものである。伽羅と書いてメイボクと讀むのは、をかしいやうであれど、メイボクは名高い木と云ふ意味の訓を、伽羅と云ふ字に振つたので、夫は此頃の風俗に、すべ

て伽羅と云ふ辭を、結構など云ふ意味に使つた、夫から採つたと見える「先代は奥州仙臺の地名を當てたに違ひない。戒と云ふは、宮城野の戒から採つたものか。戒は灌木で、草と木の間のものであるから、名木としたと見える。是が今から百十八年前、天明の五年に出來た淨瑠璃で、芝居ではなくて、江戸の中橋の結城座の操人形に、始めて掛けた所の淨瑠璃である。作者は松貫四、高橋武兵衛、吉田角丸で、丸本に九段になつて居る。しかるに現在諸方の芝居で興行する『千代戒』といふものは、松貫四等の作つたものとは違つて、種々なものを取り合せて作り變へてある。其事は後に申さう。そこで全編九段の中で、始めの第一段から五段までは、例の足利左金吾頼兼と、遊女高尾と原田甲斐とに關係したことが重にある。六段から九段迄は、政岡、甲斐、松前鐵之助、伊達安藝等に關係して居る。是から語しかゝるが、全體は中々長い。今日は三分の一位外話しは出來ぬ、又話しする前に一寸御断りをして置くが、今日は私も重野安繹先生の門に入て、どうも致し方がない、抹殺の流れを汲む是が一つの御断り。夫で此伊達騒動と云ふものは、芝居、軍談或は貸本等で散々に踩踏されて居て、斯く申す拙者は、仙臺藩の者であつて、學者の家に生れたからして、並の人よりは、かやうなことを善く心得て居るべき譯であるに、夫でさへ世間の俗説に釣り込まれて、や

もすると迷ふ、夫で今日の話には俗説といふものを一切取らぬ、諸君も世間に在る話を云ふものを、天窓から全く去て聽て下さらねばならぬ、拙者の調べたのは舊藩の記録、夫から舊藩の家柄筋の記録、次に其頃の全くの銘々の自筆の手紙、さやうな物ばかり集めて考へたものである、拙話に出る年號が大分入組む、此頃の年號は、寛永が二十年、正保が四年、慶安が四年、承應が三年、萬治が三年、寛文が十二年、段々か話をする間に、此年號が出て来る、

まず初めに、伊達家の方の事柄を搔い摘まんで話さう、伊達家は古い家筋であるが、まづ政宗を暫く藩祖と見て、二代が忠宗三代が綱宗、この綱宗と云ふ君公の時に起つた事件である、此人が父の家督をしたのが萬治の元年で、十九歳の時であつた、翌年初入府と言つて仙臺へ初めて歸り、其の翌年の萬治の三年三月に參府する同時に、小石川御茶の水の堀浚ひを幕府から命ぜられた、今の高等師範學校の前で、牛込門から筋違門までの堀で、こゝに元來幾分か堀の形があつた、夫を船の通ふやうに堀れと云ふので、堀浚ひである、つまり兩國の川から牛込門の下まで、船が這入るやうにと命ぜられたのである、是を世間では、騒動があつた後に罰として命ぜられたやうに申して居るが、夫は達人、此堀浚ひが原因で事件となつたのである、萬治三年

五月の晦日が鉢始めて、此日に始めて着手して、六月が過ぎて七月十八日に、綱宗が押籠隱居になつた、此の五月晦日から七月十八日まで、四十八九日の間が事件の起つた時である、其間に、毎日普請場の見廻りをする、今で所謂土木の監督に出る、其間に遊興の事が起つた、此間だの事を記した書物に、綱宗が行裝人の目を驚かすなどを、あつて、隨分仰山なことであつたと見える、それで藩の方では、此時名高い伊達兵部少輔宗勝と云ふ綱宗の叔父、即ち政宗の十番目の末子が、一萬石の大名で、仙臺の分家で江戸に居つた是等が異見をする、夫れから其頃の藩の家老で、江戸詰でわつたのが茂庭周防定元、此者が専ら全權であつて、是等も遊蕩に就て諫める、夫れに、其時の老中の酒井雅樂頭などにも、内々申し入れて異見をして貰ふ、表面上はチヤンどさうなつて居る、(此頃は原田甲斐はまだ家老でもなく、少しも關係せぬ)しかし、表面上は異見もし諫めもしたれど、内々には種々の黙から、誘惑して惡に陥れたかと思ふ形迹が見える、夫れはさうかと云ふと、此の時四人程、悪い家來があつて、付て居る、是が渡邊九郎左衛門、坂本八郎左衛門、畠與五右衛門、宮本又市、此四人がお側去らずで始終誘つて一緒に遊んだやうである、此内、渡邊と坂本とは浪人を新規に召抱へたもので譜代の家來ではない、中にも渡邊は劔術の達人、是等が芝居をする相撲の

荒波梶之助などに當る、彼等が勧めたと云ふ事情も、よくは分らぬが、此四人の者が絶えず悪い處へ誘つて行くのを傍で手もつけずに見て居たと云ふが怪しい、是は叔父の威權でもどうにもならう、又家老も全權であつてどうどもして四人の者を攘斥して忠義なものを付添はせることも出來たらうのに、夫を退けずにはいた、夫から其頃藩の目付役に、里見十左衛門と云ふ者があつた、是は非常な剛直の忠臣で、此者が僕臣等を悪んで、或る事柄に依て坂本八郎左衛門に果し合を仕掛け、坂本は驚いて逃げ隠れて、君公に歎願した、それから兵部少輔へ申し込んで、兵部が出て君命で此決闘の仲裁をして、里見をなだめた、一方をかばつたと云ふやうに思はれる、扱段々君公の遊蕩も過て來ると云ふので、幕府より咎めのない内にと言つて藩の方から隠居願を出す、無論、君公には秘密である、然るに幕府の方でも容易に許さぬ、一門家老以下残らず連印ならばと云ふ事になつて、大層面倒になつて、一同の連印を求める、夫から誰を家督にせうと云つて、人物の入札をすると云ふやうなことがあり、夫から幕府の内閣の秘密會議には、半分にして三十万石兵部少輔に與へようと云ふ議案を提出した人もあつた、夫等は畧する、大層長くなる、夫れで、つまり七月十八日に、幕府から押籠隠居を命ぜられたが、綱宗には全く突然で、其日も相變らず

土木の監督に出て、屋敷に歸ると、すぐに押籠になつて、そこで品川の大井と云ふ所の屋敷へ這入つて隠居となつた、此押籠になつたのが十八日、其翌十九日の早朝に、家老の命で、遊蕩に誘つた四人の者を斬つた、此斬り方が變體である、此頃でも、藩に罪を犯した者があれば、裁判所へ喚で、自分に辨明することがあれば、それを聽く、そこで口書きを取て罪狀完結した所で、切腹とか、改易とか、遠島とか、宣告するのが法であつた、然るに此時は、其住居してゐる長屋へ押込んで斬らせた、丁度安政文久頃の浪人が、天誅を加へると云ふやうな工合に、押込んで、騙し打をやつた、殊に渡邊九郎左衛門は効術の達人であるから、是を斬るのには渡邊金兵衛、是が後に奸黨の巨魁、渡邊七兵衛(同姓)でも皆んな他人である、最も剛勇な者が立向ひ、小人萬右衛門、是も剛力、さやうな者に斬らせた、此四人の處刑の事は、幕府へ届出になつたと見えて、幕府の記録に、チャンと載て居る、押籠になつた翌日、此者共を斬つたは、聊か謝罪の意を表したものと見える、扱糾問無しに殺したと云ふのが怪しい、是れは、糾問をして見ると、まづ君公と一緒に遊んだことでもあるから、工合も悪い、又モウ一步進んで厳しく責めて口書を取つたならば、蔭で勧めた者があるなら、其内情も出て来るに違ひない、其邊もあつて、かやうな變跡の刑を行つたかと思はれる、又此處刑に

前に申した里見十左衛門が立入ったと見えて、處刑後に今度は兵部少輔が里見の處置を非常に褒めて居る、又水戸の黄門頼房卿は、かねて自分の娘を綱宗に妻はす約束であった(結婚せぬ中に綱宗が隠居となつて、その息女は後に鎌倉の尼寺の英勝院に入て開基となられた)、さやうな縁で、水戸の頼房卿も此時種々相談があつて、四人を斬つたことに就ても、里見を褒められた、兵部少輔が、前には里見と坂本の決闘の仲裁をして居ながら、綱宗が隠居になつた後には、里見の處置を大層褒めるといふ、こゝらが辻襷の合はぬことと思ふ。

それで、綱宗は、二十一歳で隠居になり、品川に居て、七十二歳まで長命せられた、此人は決して凡庸でない、餘程剛氣な豁達な人であつた、政宗の氣性を受て居る、隠居だから、別に仕事もないが、お茶もせられた、歌もよひ、夫から刀を鍛へる、その鍛へた刀は隨分有名なもので、書をも書く、詩繪をもする、此人が自身に作られた立派な琴、三味線などがある、最も驚くのは、自分の座敷を残らず硝子張にした、其頭の硝子は非常に貴かつた物で、六寸四方位の硝子が一枚、三兩大きいのが、長貳尺横一尺五寸位、それが一枚七拾兩皆長崎から取寄せる、夫が四百何十枚、隨分豪舉を極めたものである、此人の氣性が、こゝらで大抵分る、世間で言ふやうな凡庸ではない、唯年のゆか

ぬ中に、人に陥れられたと言ふ事に止まると思ふ、こゝらで先づ伊達の方に關係の事は一段落とする、後を云ふと中々長い。

それから、元の『先代萩』に戻つて、先刻申した通り、一段から五段までは、専ら高尾に關係するから、高尾の話をせう、江戸の遊廓吉原、京町一丁目の三浦屋四郎右衛門と云ふ妓樓には、高尾と云ふ者が代々あつて、十代目まであつた、初代の高尾は、元吉原と云つて、今の日本橋區の難波町住吉町邊にあつて、今に大門通りと云ふ名が残つて居る、其の吉原の頭の妓であるから、今日の話の上に關係がない、其次の二代目高尾が今日の話に當る、世の中で萬治高尾と云ふ妓である、世間に高尾十代の系図を調べたものが澤山ある、隨分昔しの世の中には呑氣な人があつて、女郎の系図を作つて居る、拙者が集めたにも十餘種ある、瀬名貞雄、太田南畝(蜀山人)、山東京傳の作などをいろいろある、然るに、まちくで決定がない、さうして、殊に論點になつて居るは、淺草の山谷町に春慶院と云ふ寺があつて、其處に高尾の墓がある、其墓には死んだ日を萬治二年十二月五日と彫つてある、次には日本堤の東の入口に西方寺と云ふ寺があつて、俗に道哲と云ふ、此處にも墓があつて、此墓には萬治三年十二月二十五日と刻つてある、この年月の違ひが論點で、高尾の系図家が争つて居る、然る所、山東

京傳の舍弟の京山が、嘉永二年八十一歳の時に作った『萬治年間高尾考』と云ふ書がある、高尾を調べた中で一番新らしい、此中に有力な材料が引いてある、それは『高屏風くだ物語』といふ本で、二冊もの、萬治三年正月に板に彫つたものである、其書に據る、二代目高尾は、前年の秋から病氣になつて、十二月五日に死んで、年は十九であると、二代目高尾は、前年の秋から病氣になつて、十二月五日に死んで、年は十九であるとあつて、その初七日の即ち十二月十一日の祭文が載せてある、此頃吉原へ通つて居た人と見えて、大層歎いた文章である、高尾が前年十二月死んで、翌年正月に此書を出版してあるから、是は破ることの出来ぬ證據である、それが山谷の春慶院の墓に萬治二年十二月五日あると符合して居るから、春慶院の墓の年月は、争ふべからざるものとなつた、是の京山の編輯は、一番後であるから、一番慥に出來たのである、然るに同じ萬治三年九月出版の『吉原鏡』と云ふ本がある、後世の所謂細見のやうなものと見える、其中の一筆頭に高尾が見えてゐる、からして前年に死んだといふを取消す力がある、やうな出版物であるが、吉原細見と云ふものには、前年の版本を翌年、年號だけ彫直して田舎者に賣ると云ふことが幾らもあるから、前の『高屏風くだ物語』を消す力はない、よし、此の吉原鏡を證據と見ても、萬治三年九月にまだ高尾が居るから、身請や釣切はないといふ事も分る、又萬治三年から二十五年後の

貞享四年に出版になつた『増補江戸鹿の子』に、二代目高尾は、萬治の初めに死んだとある、萬治は三年外續かない、その萬治の初めに死んだとあるから、萬治三年の死と云ふことは取られぬ、又夫より二十六年後の正徳三年に出版になつた『吉原鏡にし草』にも、二代目高尾は、確かに病氣で死んだとある、夫で三代目の高尾、通例三九高尾と言ふは、萬治三年から四五年経つて、寛文の四五年頃に高尾となるから、此の二代と三代との間に高尾は暫く中絶する、かやうに考證して見る、と、綱宗の遊んだ萬治三年五月三十日鍼始めから、七月十八日隠居の間までに吉原に高尾と云ふ女郎は居らぬ、夫で『先代萩』の高尾と云ふものはどうく抹殺になる、

叔父仙臺の荒町の佛眼寺と云ふにも、高尾の墓があると言觸らして居る、是は舊藩の家柄で、只野伊賀と云ふ人の妻の眞葛と云ふ女が、學問があつて『みちのく話』と云ふものを書いて、夫を江戸の戯作者の曲亭馬琴の所へ送つて、文章を直して貰つた、其書中に、仙臺の佛眼寺に高尾の墓があるとあるを馬琴が知て非常に驚いて、世間へ吹聴した、それから此話が大分傳播して居る併し、是もいけぬ、此佛眼寺の墓と云ふものは、播州相原村から出た相原新左衛門といふ浪人の娘の墓で、名を「しな」といひ、萬治二年から綱宗の妾になる、其時は二十一歳(享保元年七十八歳死)其妾の後が

梶原と云ふ家に立つたのである、これと比べると、二代の高尾は、下野の鹽原の百姓長助の娘で、萬治二年、十九歳で死んだとあるに更に合はぬ、又永代橋の西の袂に高尾明神と云ふ社がある、それが高尾の尾を埋めた處だとも言ふが、調べて見ると彼の社は、萬治年間よりズット前の寛永年中からあつて、山城の高雄山の神を祀つたものであるから、遊女の高尾に何の關係もない。

次に、俗書は一切取らぬ内で、是ならばと考へる直打のあるが二ヶある、夫は『諸家深秘錄』是はよく分らぬが、其中に、前の陸奥守綱宗と書いてある、綱宗隠居して次は綱村であるから、綱村の時代に書いた書に違ひない、同時の書に『鶴の毛衣』と云ふもある、是は全く深秘錄から抜書をしたものである、夫からセウ一つ『洞房語園』此の作者は吉原の開基、庄司甚右衛門の三代目の庄司又右衛門(道恕齋)で、享保五年に出来た、此洞房語園には、吉原の古事事歴から、種々遊女の變遷や何かを書いてある、(此書に異本が二種あつて、天明年間に俳諧師某の増補した天明の増益本といふもあるから、注意せねばならぬ)

そこで、深秘錄には、せういふことがあるかと、云ふと、これにば、綱宗といふ人が、小石川の堀浚ひ中に遊びに行つたのは、橋町の柳湯と云ふ風呂屋、兩國の橋町に今でも

柳湯といふがある、其湯屋に勝山と云ふ女があつて、(其の頃の東京市中の風呂屋には遊女が居つて、なかへ盛んなものであつて、それを、湯女<sup>ゆわ</sup>と云つた)此の勝山の所へ、呢近な家來共を連れて通つて、仕舞には身請けをした、そして吉原へも通つたと書いてある、しかし『洞房語園』『一代男』などには、勝山を、丹前の湯女としてある、丹前と云ふのは、今の神田淡路町の南の行き當りの日本新聞社の處が、堀丹後守の屋敷で、表門は南の方へ向いて居て、其門前の湯屋に、盛に湯女が居て、全盛を極め、夫をば一般に丹前と言つた、丹後殿前と云ふことで、『已往物語』に、丹後殿の前に掛ることを、異名に丹前に掛ると云ふと書いてある、勝山は此丹前の湯女で、活氣な女で、男の粧をしてあるいて大層流行つた、今でも婦人の髪の結び方に、勝山と云ふがあるは、此女が結び始めたのである、丹前姿、丹前風など、云つて、後に芝居でするも、皆此女の姿から起つた、(堀丹後守の屋敷は、寛永の古圖に見える、越後村上の九萬石の大名で、寛永十九年に潰れた)、(堀江戸市中の湯女を、幕府で禁じたことが、二度ある、夫で勝山は吉原へ這入り、京町二丁目、山本屋芳潤と云ふ者の抱へになつて、矢張、全盛廓第一であつたのが、承應年中であるといふことが、洞房語園に書いてある、湯女は、慶安元年に禁せられて、再び出來て、明暦三年の大火灾以後、吉原を淺草に移す時に、湯女も残らず吉

原へ追込まれたされば、湯女を禁じたは二遍である、そこで、勝山は、承應の頃、吉原で全盛であるから、其の前の慶安元年の湯女禁制と共に、元吉原に這入つたのである。夫れで、勝山が、丹前に居つて極盛んな時分を、極々若く、十七歳位と見ると、承應年中吉原で全盛の時は、二十二三歳となる、さうすると、萬治三年、新吉原で綱宗が遊んだ時は、勝山は三十歳位である。後世の吉原の規則では、遊女の年季は、二十五歳で明けて自由の身となる。極後には、二十七歳慶安、萬治頃は、さうか知らぬが、何にせよ、勝山が新吉原にまで移つて、三十歳まで全盛と云ふことは、なからうから、綱宗が通つた女には、合はぬ、そこで、深秘錄の信用のできぬのは、第一、湯女といふが間違つて居る、其上、元吉原であつて、土地も時代も違ふ、夫で仕方がない、此勝山も抹殺である。

そこで、次には、洞房語園、此書中に、誠に隱微に書いてあつて、チヨツと讀では分らぬが、確に夫に違ひない、と思ふ文章がある。此中の一節に、先づ、初めに世間で華美やかな姿のことと伊達といふ、是は寛永三年に、將軍が上洛された、此時に伊達政宗が供をして上つた、其行裝が如何にも立派であつた、ソレから伊達姿と云ふと、斯う書いてあるに、直に續けて、一年御茶の水の御堀普請ありし時と書出して、吉原へも人多く入込んで賑ひたり、折節夏の頃なりしがと書てある、か茶の水の堀浚ひは、萬治三

年五月からで、翌年の三月に落成したのであるから、夏と言へば、萬治三年の六月七月にスッパリ候る、次に、吉原の仲の町で、小僧が冷水を賣つて居た所へ、一人のお客が来て、天目に水一杯飲んで、袂から銀錢を十文ばかり出して、小僧に呉れた(此の銀錢と云ふものは、寛永通寶であらう)通用錢ではないけれども、大名であるから、そんな物を持て居つたかも知れぬ)唯一杯の水に銀錢十文で、小僧大に驚き、親の所へ駆て行つたから、親も驚いて、其邊を持ちあるいて吹聴したと云ふことがある、其文に續いて、歴々のか方と見ゆて、供を連れられることもあり、又單騎で來られることがある、とあつて、其後に、漢の宣帝の時に、京兆の尹、即ち長安の都の町奉行に張敞と云ふ人があつて、人望があつたが、此人、朝廷出仕の歸りに、長安市中の遊女町を歩く、人望のある者であるから、帝も惜まれてお咎めもない、漢の張敞は扇子で顔を隠したが、此銀錢の客人は、さのみ遠慮の體も見えず、大かた素顔で來る、斯う書いたのは、非常に驚いた文章、此頃の大名の吉原通ひと云ふことは、珍しからぬことで、今の身分のある人が、新橋などで藝者を買ふやうなもので、水戸の黄門光國卿と云ふ嚴重な人さへも行つた、右の文も、貴人として、誰にも候まり、綱宗に限らぬやうであるが、伊達姿を云ひ、堀浚ひを云ひ、歴々と云ひ、朝廷出仕の歸りを土木監督の歸りにかけて、ね

咎めがないと云ふとも匂はして居る、殊に素顔と云ふことに就ては、當時の書類に行裝人の目を驚かすと云つてあるにも、大に響く、此頃侍以上が吉原通ひをする時は、皆編笠を冠つたもので、武士も道具を伏せ編笠など言つて、町人でも身分ある者は、顔を隠した『紫の一本』に其頃の風俗で、鼠色の「どろめん羽織」を着て、それを頭から冠つて廊に入る所もある、紺にも羽織を冠つて居る所もある、又『洞房語園』の中に、人目を忍ぶのは、ゆかしくてよいが、座敷の中までも笠を冠つて這入るのは、チト如何である、など云ふことも書いてある、總て吉原通ひをする人は顔を隠すと云ふ所へ、此の銀錢の客人は、素顔であるから、是に驚いたのである、綱宗の裕達にして、傍若無人な所を寫し出してあるやうに思ふ、仙臺の某家に、綱宗が自分で自分の肖像を書いた掛物がある、是は妻の家筋で、暇を呉れる時に、形見として書いて呉れたもの、肖像が羽織を着て居て、頭にチヨイと紫の帛を當て居る、其頃の風俗であつたか知らぬが『洞房語園』の文章を聯想して、をかしいことに思ふ、夫から右の文の中に、揚屋は平右衛門方で、山本屋の薰と云ふ大夫に折々會はれたりとある、折々とあるから、頻繁でもなかつたと見える、且又前の勝山が、年取てまでも吉原に居つたと見ても、同じ山本屋の妓であるから、一つ妓樓で二人の大夫を買ふ譯には往かぬから、どちらか一人仕舞ふ、

は潰さねばならぬ、さうして『洞房語園』の中には、別に勝山のこととも詳しく書いてあり、高尾のことも書いてあるに、夫は書かぬで、却て綱宗の方には、薰としてある、そこで、綱宗と云ふ人が通はれたのは、新吉原の山本屋の薰であらうと私は決する、今日まで手に入れた材料は、是より外にない、しかし、芝居などに、山本屋の薰では、狂言作者も御免を蒙るであらう、いづれ歴史を考證すると、末には斯んなことになつて仕舞ふ、

しかしながら、芝居で、仙臺様に高尾といふことを演するに、何か仔細がなければならぬ、それには別に原因がある、萬治三年、綱宗の遊興から、八十三年後の寛保元年に（八代將軍の時）播州姫路の城主で十五萬石の神原式部太輔政峰といふ大名が、三浦屋の十代目高尾を、千八百兩で請出した、此事が幕府に聞えて、押籠隱居と爲つて、越後の高田へ國替になつた、それが、當時、世の中に、非常な評判であつて、客が大名でもあるし、妓が高尾もあるし、芝居道では、世の人の氣先を買ふものであるから、それを芝居に作り始めた、去りながら、神原とは書けぬから、種々に作り變へた、それについて少し話がある、此寛保元年に神原が國替になつた同年の書物で『奈良日記』といふものがある、大和の國の奈良の人が書いたもので、其中に此神原が、十代目高尾を

請出して是を斬つたとある、是は傳聞の誤りであるけれど、さやうなことが書いてある、それから大抵同時のもので『事跡合考』といふ本がある『参考落穂集』ともいふ、此書物にどういふ譯か知らぬが、綱宗が高尾を請出して、十本の指を毎日一本づゝ、截つたと云ふ事が書てある、『奈良日記』と同じ誤を、更に誤つたものでもあらうか併し此十代目高尾は、尼になつて、七十歳以上で死ぬ、

是から元の芝居に戻つて話す、此寛保元年の柳原一件より前、寛保九年にした芝居が『太平記於國歌舞妓』中村座での興行で、その役割には、荒獅子男之助、赤松武者之助、仁木彈正、細川勝元など、いふ者が見えて、後世の先代萩に頗る似通つた名があるが、これはあとから此役名を探つたのである、然るに此『太平記於國歌舞妓』の中に高尾がない、於國は出雲の於國でそれが三條勘太郎といふ役者の役割になつてゐる、勘太郎は其頭の立ふ山である、高尾があらば、立ふ山がすべきであらうにない、但し此の『太平記於國歌舞妓』は、役割ばかり知れて、筋書きが分らぬ、正本臺帳を穿鑿しても見出されぬ、しかし、伊達騒動や高尾には、更に關係ない狂言と見てよろしい、

扱前の寛保元年柳原一件から六年後の延享三年に『大鳥毛五十四郡』といふ狂言が森田座である、是が始めて伊達騒動を作つたらしく、これに始めて高尾が出ると故に、伊達競阿國劇場<sup>かく</sup>で、無論伊達騒動である、仕組は即ち足利左金吾頼兼で、若君が兼若丸となつてゐて、高尾も、外記左衛門もある、政岡は月岡とあつて、荒獅子男之助も仁木彈正も細川勝元も山名宗全もある、是は前の『太平記於國歌舞妓』を取て、頭だけ『伊達競』と變へて、ソックリ前の役割を持て來て、それに頼兼と高尾をはめこんでそれを伊達騒動に作つたのである、後十一年の天明二年に『伊達染仕形講釋』といふ芝居が出來た、是も中村座で矢張り伊達騒動を仕組んだもので、此中で始めて三叉の釣し切が這入て居る、是も關根氏の話、それから天明五年に即ち今日の演題の『御羅先代萩』が出來たのである、

扱此の『御羅先代萩』は、芝居ではなく、先刻申した通り、淨瑠璃で操人形にかけたのである、其筋は、奥州の秀衡の家督争ひと云ふので、足利左金吾頼兼でなく、綱宗のことを冠者太郎義綱としてある、綱宗の綱を取て義綱、それから若君は鶴喜代君、叔父の免貫と云ふのが錦戸刑部で、兵部を刑部とし、伊達安藝のことは、外記左衛門でなく、伊達の次郎明衡で、安藝を明とし、此に月岡が政岡となつて始めて出る、松ヶ枝節

之助があつて、原田甲斐のことは、貝田勘解由となつて居る。此が『伽羅千代萩』の中の役割であるかやうに、寛保元年の榎原一件から後に高尾と云ふ者は芝居に這入て、伊達騒動を、狂言作者が種々に作り變へて居る。

然るに、今日諸方の芝居でする『先代萩』と云ふものは、誠にをかしなもので、前に申した『伊達競阿國劇場』の中の花水橋の段と、毒茶の段を取つて、其次へ『伊達染仕形講釋』の中の釣切りを一幕入れ、其次に『伽羅先代萩』の御殿場を一幕入れて、其の後が元へ戻つて『伊達競阿國劇場』の對決の場を入れてゐる。方々からチョイ／＼摘まんで作つたものだから、一方の作者の作った名前と、一方の作ったのと、まじつて居る。一方の冠者太郎義綱ならば、其子は鶴喜代で宜しいが、一方の足利金吾頼兼ならば、兼若丸とせねばならぬ、さう云ふやうに方々から取て来て、いづれも元の名前で出て居るので、頗る行違ひになつて居る。それで天明五年に松貫四等が作った『伽羅千代萩』の全篇は、今日では、芝居にするものもなければ、淨瑠璃としても誰も語る者はない、タツタ御殿場一段だけが用ゐられて、是が芝居にもされゝば、淨瑠璃にも語られて、唯『先代萩』と云ふ外題だけ残つて、其實はタツタ一段外用ゐられて居らぬのであるから、今の芝居では『伊達競阿國劇場』が『先代萩』の御殿場一幕に庇を借りられて、母屋

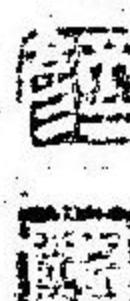
を取られて『千代萩』の外題で『忠臣蔵』と共に、芝居道の獨參湯とまで評判されて居る。初めは、世の中の人も、是は榎原高尾の一件を芝居にしたのだなど知つて居つたに違ひない。然るに榎原は何時か知らぬ間に雲か霞の如くになつて、終に仙臺様が高尾について、實説のやうになつて仕舞つたのであるから、事實の方から言ふと、伊達家では、榎原の爲に高尾の關係に借りられて、どうく母屋を取られた仕合である。是はまづ過ちのない考へで、確かにさう見て差支ない。是は何も、高尾を榎原家に嫁して、綱宗の爲に冤罪を雪ぐと云ふ譯でもない。事實さうであるから仕方がない、綱宗にも、前に申した通り別に事實があつたのである。私も、斯んな所で、舊藩主のことと言ふのも不本意であるが、已に満天下に知られて、隠すことも出來ぬ、唯々歴史の上の考證を話すまでの事である。それから、例の政岡、松前鐵之助の事、是亦事實は更にない。右の次第で、寛保といふ年號を土臺にして、寛保以後の物は取られぬ、寛保以前の書物に何かあるならば、別に考へねばならぬが、さもなくば一切俗説である。伊達騒動の事に就ては、舊藩に委しい記録がない、それで編輯したらよからうと云ふことで、私は、十年程材料を集めて、三十巻以上にもなつた、鼠が巣を作るやうに集めた、材料は悉く其頃の實物ばかりであるから、中々面白い、當年は脱稿させるつもり、

十冊か十五冊位にならう大方、出版にならうから、それを御覽なされ、隨分面白い、しかし舊藩では、忠臣の事蹟を存する必用もあるけれど、歴史の上からは、一軒の大名の家中の事件で、何の直打もない、唯如何にも世の中に名高いことであるから、調べて置くもよい、それのみならず、萬治寛文年間頃に、幕府の大名を扱つた工合が、後世とは餘程違ふ、それらの事は、随分歴史の方の役にも立つ、何れ出來たらば御評を願ふ、今日は柔かな話といふだけで、まず此邊で御免を蒙ります、

# 復軒・雜纂

大尾

昭和二年九月八日以降、年半有二



明治三十五年九月一日印刷  
明治三十五年十月五日發行

復軒  
定價金一圓六十錢

著者 大槻文彦

下谷區根岸御行松西へ入ル

京橋區桶町二十一番地

發行者 大倉廣三郎

神田錦町一丁目十二番地

發行者 大倉隆四郎

發行所 京橋區桶町二十一番 廣文堂書店

# 廣文堂新店書刊籍目錄

～(地番六町保神裏田神京東)～

悲史活史錄  
正價金三十五錢  
郵稅金六  
洋裝美製優美  
全册一  
地方の御方は正價郵稅共に御送金次第  
此は人の讀む可きものの隨一にして、就中其最も情與を惹起するものは、絶痛なる悲劇も絶大なる活劇なりとす。誰か詩人の窮愁に向て同情の涙を註がさるものぞ。而して又誰か英雄の宏業に對して讚嘆の聲を放たざるものぞ。能く史を讀むものは、能く人性を學ぶものなり。本書載する所、薄命の詩人バルンスあり、近世の大英雄アボレチンの没落あり、忽にして偉人の死となり、忽にして賭會解散、忽にして戦争、忽にして死刑となる。或は女傑のて命運動あり、或は新聞記者の怒號あり、或は皇帝の即位式あり千種萬様の景ほされなり。

速に御送本申上候(切手代用一割増の事)

卷之三

王全祥裝美製優美

金三十  
郵稅金六

九十七〇千局本話電)

高等商業學會編纂  
書翰

各商館參考用  
製本局全冊判用

理科大學教授理學博士顧保小虎著

全一葉說明書附

府下にて御註文は「電話」又は「はがき」にて御申越に候へば御届申上候也

此方亦可治之。但其人多有寒症，不可用。

地方の御方は正賈郵税共ニ御送金次第早速ニ御送本申上候初手代用一割置の

社會は遂に亡者の占有に皈し丁りたるが、衆人の模範たるべき紳士は却て醜行を演じて自ら恥じず、未來の賢母たるべき淑女は却て醜聞を流して自ら省みず、月下の土窓に純然たる肉慾の天國にして洋人の所謂センシュアル、パラダイス是れなり、此著初めに號開の意義體形を叙述し其社會的法律的制裁に及んでは適切にして而かも趣味ある理想を忌憚なく表明して殆ど餘蘗なく、最後に號開の實例百數を引用して紙上に躍如たらしめば光彩離離として一種の片影を留むるこそ二酉四庫を空しくするさも他に此種の如き良著を見出し得ざるなり、江湖の諸子、試みに一本を座右の珍させられよ、佩玉の器は先づ人を紙背に導き坤上幾多の亡者は此世からなる赤裸体の醜体を露はして弘誓の舟に乗り後れたる奇觀を現出せん、卷中載する所の主公は果して何人なりや、是れ萬人を擧て悉く之れが一讀を必要とする所以なり。

廣文堂書畫刊新店籍目錄

(地番一丁町桶區橘京京東)

全菊各部正側金三美十二卷錄

正二位勳一等伯爵東久世通禕公題字  
現時美術諸大畫伯獨裏

府下にて御註文は「電話」又は「はがき」にて御申越に候へば御届申上候也

(番九十七〇千局本話電

廣文堂書店新刊書籍目錄

(地番六町保神裏田神京東)

廣文堂書店新刊書籍目錄

(地番六町保神裏田神京東

詩人ニ非ラサルチ以テ慎重自重シテ世ニ公ニスルチ欲セザルモ益  
シノ好著ナシテ徒ラニ篠底ニ朽ナシメンコチ憾ミ贋補固ク講フテ公  
スルノ許容ヲ得タリ庶幾ハ全國蠶業地ノ小學校ハ勿論其他ノ各府  
縣小學校ニ於テ將又家庭ニ於テ此有益多趣味ノ新著トシテ採用セラ  
レントヲ天下ノ父兄并ニ教育家諸彦ニ謹告ス

# 教育三不外見

同 呂 伯 門 三

白書  
列傳

卷之三

府下にて御註文は「電話」又は「はがき」にて御申越に候へば御届申上候

卷之三

卷之三

102

۲۷

英容女史新著  
米國文學博士 松本君平著  
米風歐美圖書  
正價金二十五錢 郵稅金四錢  
洋製本全一冊  
從來男性ヨリ觀タル男ト女ノ性質ハ記述シタルモノアレド女性ヨリ  
觀祭シタルモノハ未タ皆コレアルナ見ズ獎店コトニ惑アリ老練ニ  
シテ加ノルニ學識アル芙蓉女史ニ乞フテ本書ヲ編述スルコトナ得タ  
ルモノナリ書中如何ニ男ト女ノ性質ヲ看破シ如何ニ其幾微ヲ漏シア  
ルカ一讀心經の感動止ム能ハザルモノナリ

男  
女  
金二十五錢  
郵稅金四錢

(番九十七〇千局本話電)

(番九十七〇千局本話電)

金三十銭  
郵稅六錢  
全一冊洋鑄  
學理切實なる實驗  
るものにして書中  
折ぐる處は東洋萬般  
記載し苟も文字あ  
たり

家内妻女心得  
第三位 股野珠君題 三岩  
從三位 世界十  
各國の女傑十二名を捉  
母その幼時等を紹介せん  
る彼等の心事を隱約の間  
日女子の好良書也

# の本分

ヨリ難シ幼キモノハ白キ糸ノ  
進化ス、妻女ノ本分亦タ重カ  
變シタル今日ニ於ケル婦女子  
モノニシテ全編ナ致門ニ區別  
ノ樂ミ、家庭ノ改革・家庭ノ  
弊害、禮式作法・和洋料理  
ソノ婦女子ノ資格トシテ究メ附  
切ニ記述シタリ。文章平易流  
シテ一々假名ヲ付セリ。第  
ヘル婦女子ハ宜シク一讀ス

本高尚優美  
價金三十錢  
稅金四錢  
如リ之レガ染  
ラスヤ  
ノ本分ヲ明力  
前シ一家ノ組織  
教育、裁縫、活花  
理カサルヘカラ  
流暢、何人モ讀  
第二ノ立憲國民  
ノ必要アル好  
士也  
力及びその父  
らんや愛に關す  
武士道隆盛の全

(番九十七〇千局本話電)

# 廣文堂新刊書店目録

(地東京神田裏番六町保神田裏番六町保)

## 廣文堂新刊書店目録

(地東京神田裏番六町保)


地方の御方は正價郵稅共に御送金次第早速に御申上候へば御届申上候也

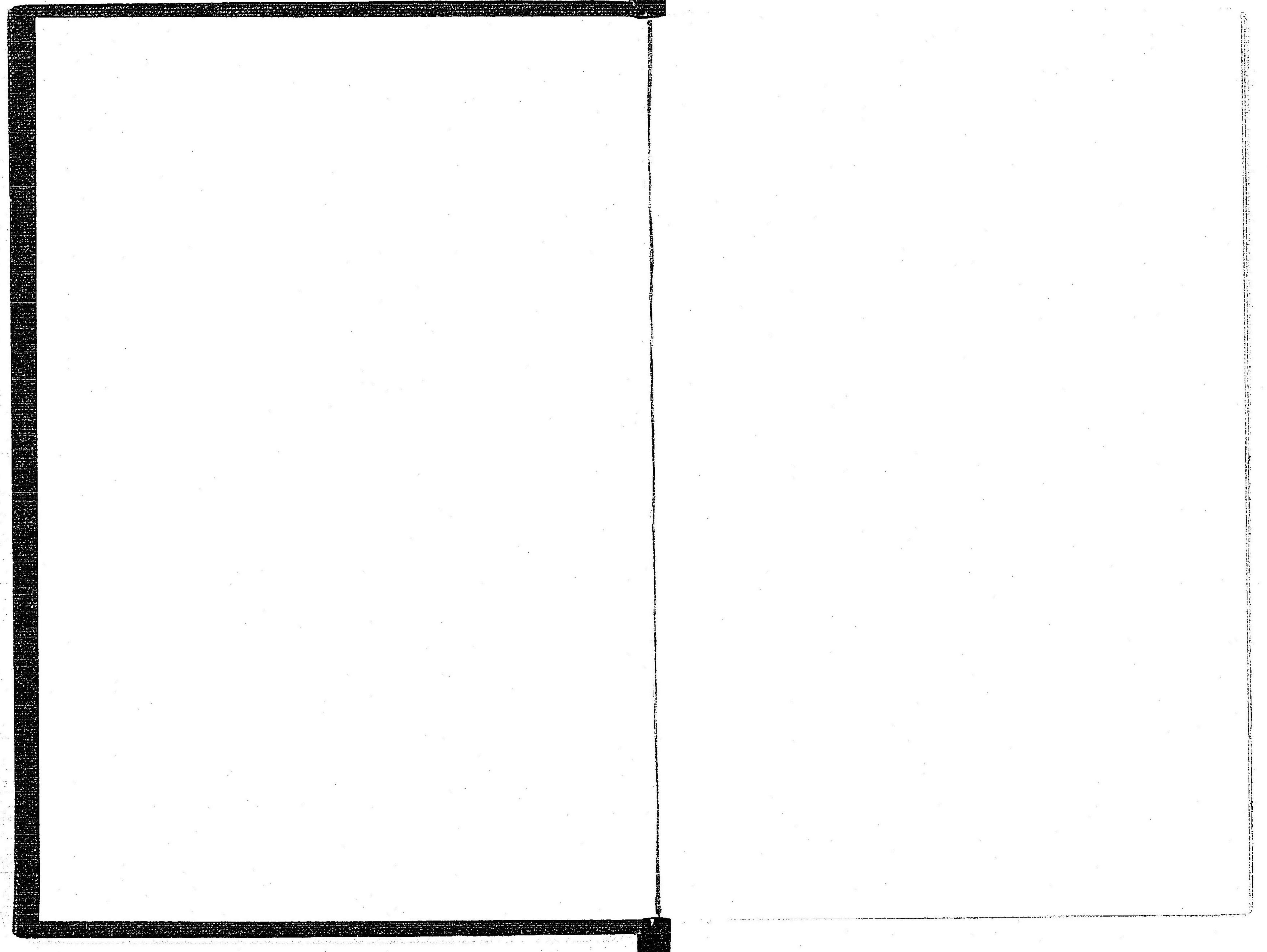
<b>支那問題と國民の覺悟</b>	文部博士 西村茂樹先生著
<b>續</b>	<b>自 詭 錄</b>
	洋版美製全一冊
	正價金三十五錢
	郵稅金 六 錢
本書は文部博士西村茂樹先生の著にして東西の道徳、哲學、政治、教育、宗教等に志す者必讀すべき良書なり	大の奇遇を盡し或は駆逐術たる雅致を擅にす。嗚呼如何に清き其の感想よ而して又如何に悲しき骨肉の疎遠よ。華麗の宴席の失策は好因の笑柄として否氣男の豊福は其の経過如何に可笑しき。怨恨骨に敵しては水夫獄夫の傍ましき復讐となり神明の前一言を重んじては老僧究に甘んず人生の悲喜何ぞ爾く人を動かすこその大なるや若し夫れ筆路趣を變じて自然の大景を叙し内心の糾撓を吐き出すに及んでは筆々生動言々諧の如し探尋の寫真孰れか秀絕佳絶ならざるものぞんて走れ無敵の詩丸て走れ沈痛の劇。
<b>法學士持地六三郎君著</b>	
<b>東洋雄辯會編纂新版</b>	
	洋版全一冊
	正價金二十五錢
	郵稅金 四 錢
本書は著者臺灣に在り、南洋に遊びて親しく經歴觀察する所あり、感概熱血の進むして擬成し、大に國民の奮發を鼓吹するもの、進取的影響的國民の宜しく讀すべき好書なり。	四百萬方哩の面積、四億萬人の民衆を包括し、三千餘年の歴史を有せる老丈支那帝國は前途如何に成り行くべきや、支那の將來に對し我が日本國民の態度如何に我が國民の應さに解決すべき一大急務たり。本書は著者臺灣に在り、南洋に遊びて親しく經歴觀察する所あり、

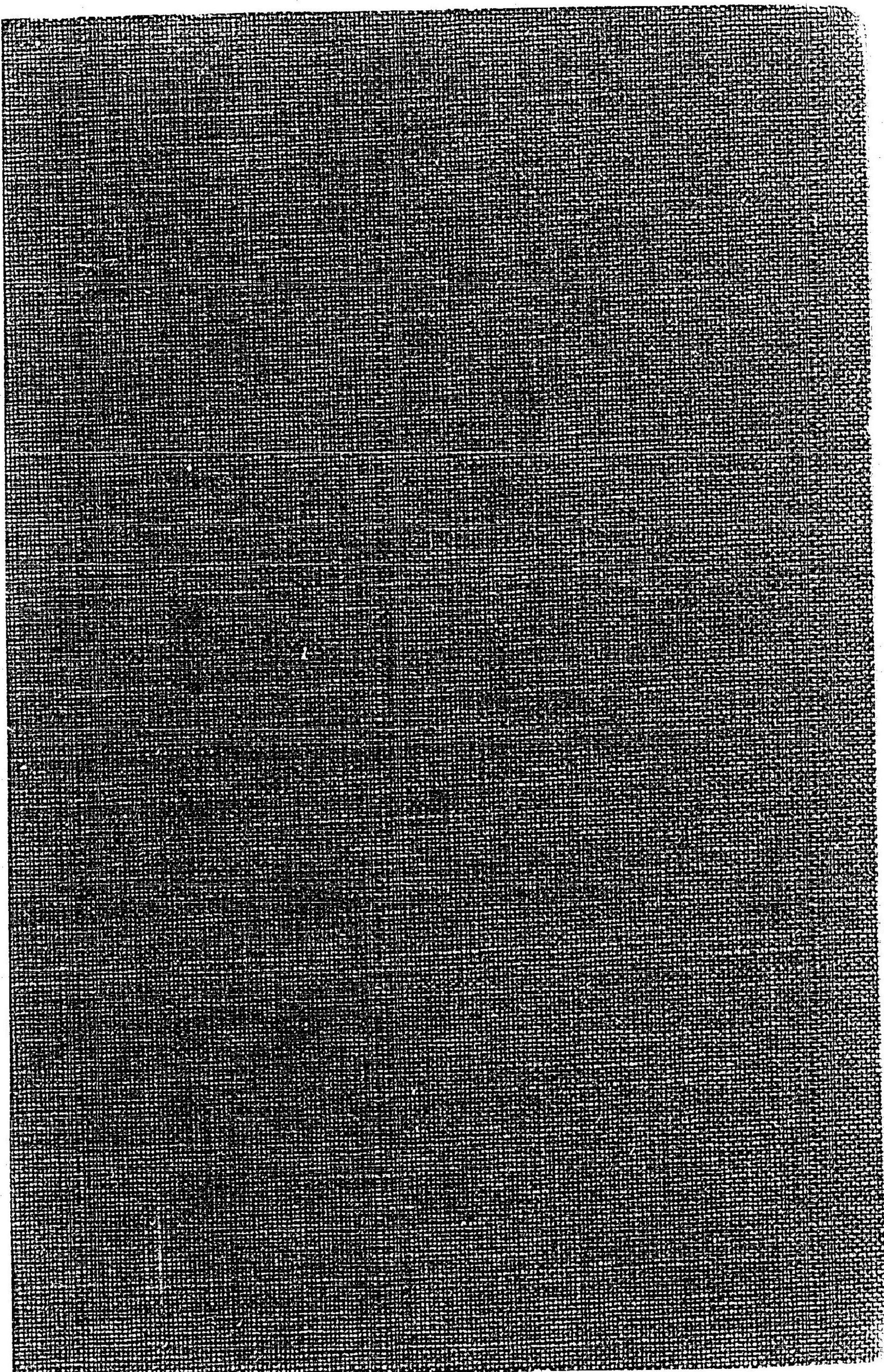
府下にて御註文は「電話」又は「はがき」にて御申越に候へば御届申上候也

<b>無病長生法</b>	正價金四十五錢
	郵稅金六 錢
著者金殿玉様に居るも身多病なれば其の樂を極めがたし八千百の希望も壽命あつての物種なり金錢爵位名譽道德其の尊むべきは畢竟命わつての事なりされば無病にして長命なるは人生の第一義にして歐人も夙に健康長生を以て人間第一の幸福となせり本書誠く處の無病長生法は遠くこれを仙家の秘術に極め又深く日新西歐の學術に考へ精神肉體の兩面相關聯し之れを古への生理に徵して認らす之を今日の衛生學に鑑みて反らず一家の發明直ちに萬人の平常に應用して利益の驗者なるを知るべし。	從二位勳一等子爵烏尾小鷹太君序
<b>猪方流水著 新版大評判</b>	
	正價金二十五錢
	郵稅金 八 錢
著者元に貧ならず作れば必ず人生の秘密を聞く本集の文或は破格壯大の奇遇を盡し或は駆逐術たる雅致を擅にす。嗚呼如何に清き其の感想よ而して又如何に悲しき骨肉の疎遠よ。華麗の宴席の失策は好因の笑柄として否氣男の豊福は其の経過如何に可笑しき。怨恨骨に敵しては水夫獄夫の傍ましき復讐となり神明の前一言を重んじては老僧究に甘んず人生の悲喜何ぞ爾く人を動かすこその大なるや若し夫れ筆路趣を變じて自然の大景を叙し内心の糾撓を吐き出すに及んでは筆々生動言々諧の如し探尋の寫真孰れか秀絕佳絶ならざるものぞんて走れ無敵の詩丸て走れ沈痛の劇。	大通路主紙川合浦丸君著
<b>紅葉</b>	正價金四十五錢
	郵稅金 八 錢
著者菊版彩色精美製	正價金二拾五錢
	郵 稅 四 錢
著者元に貧ならず作れば必ず人生の秘密を聞く本集の文或は破格壯大の奇遇を盡し或は駆逐術たる雅致を擅にす。嗚呼如何に清き其の感想よ而して又如何に悲しき骨肉の疎遠よ。華麗の宴席の失策は好因の笑柄として否氣男の豊福は其の経過如何に可笑しき。怨恨骨に敵しては水夫獄夫の傍ましき復讐となり神明の前一言を重んじては老僧究に甘んず人生の悲喜何ぞ爾く人を動かすこその大なるや若し夫れ筆路趣を變じて自然の大景を叙し内心の糾撓を吐き出すに及んでは筆々生動言々諧の如し探尋の寫真孰れか秀絕佳絶ならざるものぞんて走れ無敵の詩丸て走れ沈痛の劇。	從二位勳一等子爵烏尾小鷹太君序
<b>松下曲水著</b>	正價金全一冊
	郵 稅 四 錢
著者元に貧ならず作れば必ず人生の秘密を聞く本集の文或は破格壯大の奇遇を盡し或は駆逐術たる雅致を擅にす。嗚呼如何に清き其の感想よ而して又如何に悲しき骨肉の疎遠よ。華麗の宴席の失策は好因の笑柄として否氣男の豊福は其の経過如何に可笑しき。怨恨骨に敵しては水夫獄夫の傍ましき復讐となり神明の前一言を重んじては老僧究に甘んず人生の悲喜何ぞ爾く人を動かすこその大なるや若し夫れ筆路趣を變じて自然の大景を叙し内心の糾撓を吐き出すに及んでは筆々生動言々諧の如し探尋の寫真孰れか秀絕佳絶ならざるものぞんて走れ無敵の詩丸て走れ沈痛の劇。	大通路主紙川合浦丸君著
<b>英國の婦人</b>	正價金全一冊
	郵 稅 四 錢
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正價金二十五錢
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	郵 稅 六 錢
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正價金二十五錢
著者最新	郵 稅 六 錢
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タリ	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者最新	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者日本銀行検査局長 小野英二郎君校訂	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者帝國商業銀行員 春日昇一郎君共著	正二位勳一等伯爵 東久世通禕公題辭
著者銀行事務講習會長 付ノ榮ナ得タ	









049  
09328

102527-000-8

049. 1 - 09328

復軒雜纂

大楨 文彥／著

M35

EAH-0104



